

フランス民法における人格権保護の発展 — 尊重義務の生成 — (7)

Le développement de la protection du droit
de la personnalité dans le droit civil français
— L'élaboration du devoir de respecter — (7)

石井智弥

抄録

日本における人格権研究のほとんどはドイツ法の研究に依拠している。それは人格権という概念がドイツ法に由来するものであるため、当然のことであるが、日本民法の不法行為はドイツ民法と異なる規定形式を採用している、という点に鑑みると、人格権の内容とされる法益は、ドイツ法的アプローチ以外からも保護しうるといえる。したがって、ドイツ法以外の観点から人格権法の検討を行うことにも、十分な意義があると考えられる。そこで、本研究では、フランスでの人格権保護の状況を考察し、そこから人格権保護の基礎理論の抽出を試みる。

第4章では、フランス人格権法において中心的な概念となる「尊重の権利」について考察をする。本号においては、ボシールの論考を分析する。

目次	第3款 私生活
第1章 はじめに	第4款 小括
第2章 フランスにおける人格権概念の起源と展開	第4節 判例・学説の到達点
第1節 「人格権」概念の導入—ペローの人格権論	第3章 立法の展開
(以上、50号)	第1節 民法改正草案と人格権
第2節 人格権に関する研究	第2節 私生活尊重の権利
第1款 第二次大戦以前の諸説	(以上、54号)
第2款 ケゼールの人格権論	第3節 人体の尊重
(以上、51号)	第4節 立法の到達点
第3款 ベニエの名誉権論	(以上、56号)
第4款 概説書等における人格権の分析	第4章 人格の尊重
第5款 小括	第1節 尊重される権利
(以上、52号)	第1款 ボシール (BEAUSSIR) による権利の分類
第3節 判例の展開	(以上、本号)
第1款 名誉	第5章 結び
第2款 肖像	
(以上、53号)	

第4章 人格の尊重

前章までに見てきたように、学説は、人格権概念に人間の本質的価値の保護を実現させる積極的な意義を与えようとしている。そして立法においては、人格権保護の柱として民法典に9条と16-1条が設けられた。9条は私生活尊重の権利を明記し、判例は精神的な部分の人格権の保護をこの9条の適用という形で実現する方向で発展してきた。他方、16-1条は身体尊重の権利を明記し、16条の人の優位性の保障と合わせて、身体的な部分の人格権の保護を裏付けている。このように、人格権の保護を9条及び16条以下の条文を根拠に実現させようとする判例及び立法の動向を踏まえ、さらに学説での人格権概念の分析を総合すると、フランスでは、人間の本質的価値の尊重が人格権の内容であり、端的に言えば、互いに他人の人格を尊重する「人格の相互尊重義務」ないし「人格を尊重される権利」へとたどり着く。本章では、この「尊重される権利」について考察を進め、「人格の尊重」という概念を深く掘り下げていく。

第1節 尊重される権利

「尊重される権利」という表現は、ヨーロッパ人権条約第8条1項の「全ての人は、自己の私生活及び家族生活、住居並びに通信を尊重される権利を有する」に由来するものと思われる。しかし、その理念自体は、条文の文言から拾い上げられた表面的な発想ではなく、第2章第1節で詳述したペローの研究でも述べられていたように、古くから人格権に潜んでいた理念であると考えられる。そこで権利に関する分析をした古典的論考を通じて、「尊重される権利」の分析を始める。

第1款 ボシール (BEAUSSIRE) による権利の分類¹

1. 権利と義務

ここでは、エミール・ボシール (Emille Beaussire) の権利論を紹介する。まず、権利と義務について、ボシールはグロチウスの考えを引用する。グロチウスは、権利とは、正義以外の何物でもなく、不正義なものは権利ではないとする。そしてさらに権利の定義として、ある物を所有しあるいはある行為をなすことを正当化する人間の道徳的性質と述べた。また、グロチウスは、権利の正確な価値が消極的な形でしかあらわれないことを認めていたとする。こうしたグロチウスの考えから示唆を受け、ボシールは、人の道徳的性質としての権利とは、自己に対する他者の義務と一致するものとした。自分が何かをなす権利又は何かを有する権利を持っているということは、他者には、自分の行為、あるいは自分が有している物又は自分に与えられる物について、尊重する義務があるということである²。このように権利と義務は相関的な関係にあるが、義務があればそれに対応する権利が必ずあるわけではない、ということも指摘する。例えば、慈善は富める者が貧しい者に対し負っている道徳的債務であるが、貧しき者は富める者の財産に積極的な権利を有しているわけではない。義務の場合、良心が他者に対し何をしなければならぬかを示すが、権利についてはそうではない。権利はむしろ自身の自由な活動において、発揮される。我々が安全かつ自由に行動するには、我々の権利の制限内において行動しなければならない。権利とは、我々の正当な活動を実行する上で必要な保障である、とした³。

1 Emille Beaussire *Les principes du droit*, Paris, 1886.

2 *ibid.*, p.33 - 34.

3 *ibid.*, p.34 - 36.

2. 義務の保障

このように、権利者の自由な活動を実現するには、他者からの妨害が排除されなければならない。そこで、権利とは、その所持者が他者に対して一定の義務を課す権限である、と定義づけられるが、他方で、義務についてはどうか。ある人が我々に何かをしなければいけないとき、それは、我々の義務に対して何かをしなければいけない、ということの意味するという。つまり、人は自身に要求すべきでないことを他人に要求することはできない、という道徳律があり、これは全ての人に課され、そして保障されているものであるとする。そして人権はこれらの保障から成り立っているという⁴。

この義務の一般的保障は、人々に対し相互に尊重を義務づけているという点で、義務を侵害から守ることができる。濫用を例にすると、義務の場合でも、義務が成し遂げられるには、一定程度の自由が必要であるが、その自由は、他者から尊重される権限を失わないまでも、濫用にまで行き着く可能性がある。義務の条件及び保障としてみなされる権利は、濫用に行き着き得るが、すべての濫用が権利を構成するわけではない。そこで、何らかの基準が必要になるが、義務の保障の一般原理がそれに示唆を与えよう。濫用は、道徳的利益がそれを要求している限りにおいてでしか、他者から尊重されない。ローマ法でも「法の理性が許容する限りにおいて使用の権利と濫用の権利は存在する (Jus utendi et abutendi quatenus juris ratio patitur)」としているが、ここで言う「法の理性」とは道徳的利益であり、さらには「人は自身に要求すべきでないことを他人に要求することはできない」という義務の保障であるとする⁵。

そして、この義務の保障は、権利の基礎が見出されるものであるとし、権利が至るところで平等の形式をとるのは、義務の保障が至るところで平等に尊重されているからであり、自由が権利の第一にあるのも、義務の第一の保障とされているからだとした。それゆえ、権利は常に義務によって規律され、義務によって打ち立てられたとする。さらに、権利は人間の尊厳を伴うものでしかないといひ、その理由として、人間の尊厳はすべて、道徳律（義務の保障）の自由な遂行の中にあるからだとし⁶。

3. 尊重の権利と支援の権利

ポシールは、グロチウスらの考えから示唆を受け、権利を「尊重の権利 (droit au respect)」と「支援の権利 (droit à l'assistance)」に分けて捉えた。前者は、自己の能力や所有物を用いる上で尊重される権利であり、他者には自制することが求められる内在的あるいは外在的な財貨 (Bien) に関係する。具体的には、身体、生命、自由、名誉、所有権について確立した権利である。これに対し、後者は、自己が未だ有していない物を獲得する権利であり、他者によってもたらされなければならない財貨に関係する。それは、我々が自己の義務を遂行するのを支援させるものである。前者については、人は他者から尊重される何かを有するというを否定する者がいないことから、異論のなく認められているのに対し、後者については、疑義が示されている。しかしながら、支援の権利は、全ての権利が立脚している原理そのものの必然的帰結であるとして、正当化した。そもそも、権利という言葉と義務という言葉は、一方では為さなければならない人の中で、他方ではその

4 *ibid.*, p.46 - 47.

5 *ibid.*, p.47 - 48.

6 *ibid.*, p.48 - 49.

対象となる人の中で考慮される同一の行為を意味しているという。その上で、全ての権利は、我々の同胞の不完全な自由や限られた能力に対してではなく、全ての意思に命令する道徳律に対しての債務であるとし、我々は単にその道徳律の実現を妨げてはならないだけでなく、その実現が我々に懸かっている限りにおいては、それを容易にすることも義務付けられるとした。そして、人は自身によって自己の全ての義務を果たすことができるという限りにおいて、それらの義務を平穩に果たすことができる権利のみを有する、としている⁷。

このように、両権利を認めた上で、ボシールは両者の相違について次のように述べている。尊重の権利は、全ての人に同じ義務を課している。その義務とは、他人の身体と財貨を侵害してはならない、というものである。つまり、尊重を義務付けることは、「害さない」という唯一のことからなるのだ。それに対し、支援の権利は、単純でも明確でもなく、個別の事例ごとにその内容は決定されなければならないとする⁸。

4. 名誉、生命、自由について

最後に、尊重の権利の内容に含められた名誉、生命、自由についてのボシールの考えを紹介する。

ボシールは名誉及び敬意 (*considération*) を所有権と結びつけて分析している。これらは、あらゆる種類の所有権と同じく、個人の仕事又は相続によって獲得されるという。人は、他の人との関係において、敬意、評価、尊重に囲まれるとき、自身により強いものを感じる。名誉ある伝統を常に維持している家

族においては、その構成員には名誉の存在が正当に推定される。この推定は「遺産」、「名誉の財産」と呼ばれるが、これらは所有権と同様に、金銭的に評価することが可能であるとする。侵害された名誉に対する損害賠償がそれに当たるといふ⁹。

生命は、所有権や名誉と同じく、伝えられていくものとする。但し、伝えられた生命はもはや同じ物ではなく、生命は自己の固有の個性の中で、そして自身を生んだ二つの生命の外で、発展していく。それに対し自由は、伝えられていくものではない。自由は、それを使用し、その尊重を要求する個人に完全に結びついている。生命と自由は、第一の権利とされるべきものであるが、それは、義務の遂行にとって第一の条件であり、最も恒常的な条件であるからだ。しかしながら、これらの権利が法的に確立したのは、現代においてであり、それまでは不完全に認められていた。このことについて、ボシールは次のように指摘した。人の生命の尊重は、部族や都市の制限内において尊重されていたので、社会の構成原理に先立つものではなかった。また、父が子の生殺与奪の権利を有していたことから、生命の尊重は家族に先立つものでもなかった。さらに奴隷制下においては、人の生命は所有の対象とされていたので、生命の尊重は所有権に先立つものでもなかった。そして、自由についても同じく、自由の尊重は十分に保障されてはいなかったとする¹⁰。

5. 考察

ボシールの権利論は、権利と義務の相関性に始まり、両者を支配する道徳律にまで言及している。グロチウスの言を引用しているこ

7 *ibid.*, p.50 - 53.

8 *ibid.*, p.54 - 56.

9 *ibid.*, p.367 - 389.

10 *ibid.*, p.390 - 392.

とからも、個人が人間の本性として権利を有しているとする、自然法的発想に立って権利を捉えようとしている。それゆえ、権利の源泉を人間それ自身に求めているように見える。そして、権利については、「尊重の権利 (droit au respect)」と「支援の権利 (droit à l'assistance)」に分け、本質的な相違を分析している。前者は、換言すると、「害されない権利」であり、他者に対し「害しない義務」を課すものである。後者は他者に一定の行為を要求するものであり、目的実現への助力を強いる権利と言えよう。それゆえ、実現を目指す目的によって助力の内容も異なるので、後者の権利の内容は、個別具体的に判断して

いくことになる。

「尊重の権利」は、他者に対し何か積極的な行動を要求するのではなく、「害さない」という消極的態様を求めるものである。いわば不可侵性を体現したものであり、この権利は侵害されることによりその存在が表面化していく。この権利に含まれるものとして、ボシールは、身体、生命、自由、名誉、所有権を挙げている。いずれも人が社会生活を送る上で重要な法益である。その点で、「尊重の権利」は、社会生活上の行為規範を義務として課す権利とも言えよう。

(いしい・ともや 本学部准教授)